

○内閣府告示第二百五十六号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十八条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣の定める利子補給率を次のように定める。

平成二十六年九月八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

国家戦略特別区域法第二十八条第三項の内閣総理大臣の定める利子補給率は、〇・七パーセント以内とする。